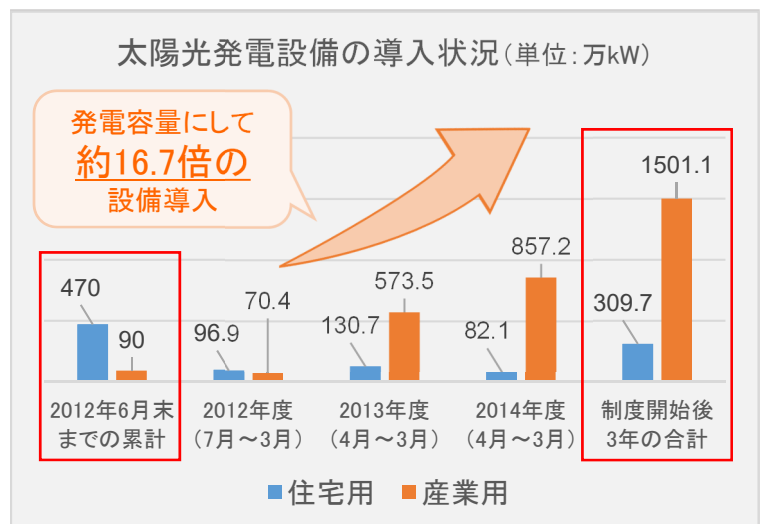


別添資料

① FIT制度と太陽光発電設備の普及について

再生可能エネルギーの発電設備を設置するには多額の初期投資が必要ですが、発電した電力を一定の価格で一定の期間買い取るよう国が電力会社に対して義務化し、これにより発電設備導入を促進することを目指すのが、FIT制度です。特に日本では、2011年に起きた東日本大震災をきっかけに再生可能エネルギーへの関心が一気に高まったという背景もあり、中でも設備の設置のしやすさと買取価格の高さが要因となって、太陽光発電設備の設置が一気に進みました。

FIT制度においては、太陽光発電設備は住宅用と産業用(非住宅用や事業所用とも呼ばれる)とに分かれています。産業用の発電設備は、制度開始から特に多く設置されています。資源エネルギー庁の資料によると、FIT制度開始までに導入された産業用発電設備の発電容量累計が約90万kWであったところ、2012年度から2014年度に導入された設備の発電容量が合計で約1501.1万kWとなり、制度開始からわずか3年で累計量の約16.7倍の設備が設置されています。(※1)



※1 経済産業省 資源エネルギー庁「FIT制度の抜本見直しと再生可能エネルギー政策の再構築」 2019年4月22日
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/013_01_00.pdf

② 未稼働案件の問題

FIT制度では、発電設備の普及に伴って価格競争が起きることで、初期投資にかかる発電事業者の費用負担は年々小さくなっていくとし、電力の買取価格を年度ごとに引き下げています。事実、設備の調達費用は制度開始から6年で半額以下になったと言われていています。(※2)ところが、制度開始の初期に高い買取価格が認められた発電設備が、調達費用が下がった後に機器類を設置し売電を開始することで、結果的に発電事業者の過剰な利益につながる問題が起きています。また、電力会社が再生可能エネルギー発電設備でつくられた電気を買取る際の費用は電気利用者への請求額に加算されているため、買取期間の長期化による国民の負担増も問題となっています。

※2 経済産業省 資源エネルギー庁「既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応(事業用太陽光発電の未稼働案件)」 2018年12月5日
<https://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181205004/181205004-1.pdf>

③ 2012年6月30日まで実施されていた「余剰電力買取制度」と「FIT制度」の違い

2009年11月1日から2012年6月30日まで実施されていた太陽光発電の余剰電力買取制度は、住宅や事務所、工場などに設置した発電設備でつくられる電力をまず建物内で使用し、余った電力を売電するという仕組みを通して、省エネ・節電を促進することが目的でした。これに対し、FIT制度は再生可能エネルギーの普及促進が目的であり、太陽光だけでなく、風力、水力、地熱、バイオマスの発電設備が電力買い取りの対象となりました。

なおFIT制度は、10kW以上の発電が可能な産業用太陽光発電設備については発電したすべての電力を電力会社に売ることが可能なため、「余剰買取(制度)」との比較で「全量買取(制度)」とも呼ばれます。(10kW以下の住宅用太陽光発電設備については、余剰電力を買取る仕組みが引き続き適用されています。)

<この件に関するお問い合わせ および 画像データ等のご用命>
 株式会社G-Place(ジープレイス) 東京支社
 所在地 : 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-26 浜町京都ビル3階
 担当 : 上山(かみやま)
 TEL : 03-3663-8745
 FAX : 03-3639-8744
 E-Mail : kamiyama@g-place.co.jp